

令和6年（2024年）

新春のお喜びを申し上げます。

令和6年(2024年)が、始まりました。  
旧年中は、大変お世話になりました。  
本年も、皆様の声を市政に反映するため  
市議会議員活動に励んで参ります。

昨年末から、インフルエンザの感染が増  
えてきていると言われていますが、わたしの  
周りでも感染する人が増えている様です。

皆様、今年も体調管理には十分気をつけ  
て1年間を無事に過ごして参りましょう。

わたしは、喉の保護のため、多くの人が  
集まるところでは、マスクを着用するこ  
とを心がけています。

昨年の10月16日、総務大臣から飯塚市  
議会議員として、35年間以上地方自治の振  
興発展に寄与したとして感謝状を頂きました。

（皆様のご支援・ご支持を頂き、35年間以上も市議会議員として活動させて頂い  
ていることに感謝申し上げます。）

昨年、片峯飯塚市長が亡くなり、11月12日に新しく武井新市長が就任致しましたが、  
飯塚市議会では、新市長を迎えて11月30日から12月15日まで、12月定例会が  
開催されました。

昨年の12月定例会では、「飯塚市奨学金貸付制度の改善について」、「国登録有形  
文化財・嘉徳劇場の再開について」、「市民公園運動広場のトイレの整備について」一般  
質問を通じ市の考えを質すとともに、市民生活向上のため改善等を要望致しました。



## 令和5年12月定例市議会が開催されました。

飯塚市議会では、令和5年11月30日から12月15日まで、12月定例市議会が開催されました。

12月定例市議会では、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正する、令和5年度各会計予算の補正予算議案9件と、職員給与改定に伴う所要額を補正する各会計補正予算の追加議案9件と、条例の一部を改正する条例議案10件と、市道路線の認定議案1件、財産の無償貸付け議案1件、損害賠償の定めることと及びこれに伴う和解(交通事故)1件、議員提出議案6件、報告事項7件等が審議されました。

## 「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」報告 (市民アンケート実施へ)

議員提出議案第7号「飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について協議するため、特別委員会が今年の6月定例会で設置され、今年の12月14日までに7回の特別委員会が開催されました。

特別委員会では、全議員で、広く市民の意見を聴き、今年の6月定例市議会を目途に市議会議員定数を、現行の28人から24人にするかどうか、結論を出すこととしています。

今年の9月27日開催の4回目の特別委員会で、「市民アンケート」の実施と、「学識経験者3名のアドバイザー」を設けることを決めていましたが、7回目の特別委員会で、「市民アンケート」の実施内容を、無作為で18歳以上の市民3,000人を対象に、現在28人の市議会議員定数を、「①増やした方がよい②現状維持・③減らした方がよい・④分からない」の4択で、その選択理由も聞くことに決まりました。(実施の日時については、1月中に決める予定です。)

「学識経験者3名のアドバイザー」については、「佐々木信夫・中央大学名誉教授」「土山希美・法政大学法学部教授」「眞鍋貞樹・拓殖大学政経学部教授」を選び、議員定数について調査研究をお願いし報告書を今年の5月末までに提出してもらうことになりました。

アンケートの内容については、市民の方から紹介のありました、奈良県生駒市議会でも令和4年8月に行われた「議員定数に関するアンケート調査」を参考に作成し提案致しました。

アンケートをお願いする市民の皆様の数を3,000人とした考えは、国立教育政策研究所のHP、標本サイズを決めるための早見表では、無作為抽出についてのサンプル数は、

母集団を 10 万とした場合、信頼度 95% ・標本の誤差±3%以内ではサンプル数 1,056  
母集団を 20 万とした場合、信頼度 95% ・標本の誤差±3%以内ではサンプル数 1,062  
また、母集団 10 万の場合、信頼度 95% ・標本の誤差±5%以内ではサンプル数 383  
母集団 20 万の場合、信頼度 95% ・標本の誤差±5%以内ではサンプル数 384  
となっていますので、アンケートの返信がこのサンプル数を超えることを前提に 3,000  
人と致しました。

## 「飯塚市奨学資金貸付制度」の 改善を求めて一般質問を行いました。

コロナウイルス感染症以後、物価の上昇等の社会情勢の変化に対応して、現行の「飯塚市奨学資金貸付制度」について、対象人数の枠を広げる・奨学金の増額を基本に、定住政策・市内企業の従業員確保のために、制度の改善を要望致しました。

**質問** 現在、飯塚市では、「飯塚市奨学資金貸付制度」が運用されていますが、この制度の目的と、この制度の内容はどの様になっていますか。

**答弁** 次代の飯塚市を担う人材の育成を目指し、経済的理由により修学困難な者を対象として実施している。

この奨学資金については、卒業後 1 年間の据置期間を経て返還開始となるが、卒業後飯塚市に在住していれば、在住期間が返還免除となる。貸与型から免除型の奨学資金となる制度となっている。

**質問** この制度についての周知には、例えば、私立高校・高等専門学校に進学する場合の対象は中学生となりますが、市内の各中学校に行っているのですか。

また、専修学校・短大・大学への進学の場合は、高校生となりますが、市内の各高校への周知は行っているのですか。

**答弁** 周知については、飯塚市立中学校全校、飯塚日新館中学校、嘉穂高校附属中学校、嘉飯地区の公立、私立高校 7 校、市内の 3 大学に案内周知を行っている。

**質問** この「飯塚市奨学資金貸付制度」の、利用状況については、毎年の貸付人員数はどの様になっていますか。

**答弁** 直近 5 年間では、平成 31 年度 44 人、令和 2 年度 51 人、令和 3 年度 58 人、令和 4 年度 62 人、令和 5 年度 67 人で、完納に至っていない 126 人を含めた現在の奨学金利用者の合計は 193 人となっている。

**質問** 貸付人数の上限が決められていますが(高校・高専 10 人以内、専修学校・短大・大学 20 人以内)、貸付を希望する人数は、どのような状況ですか。

**答弁** 令和 6 年度の前募募集を、令和 5 年 7 月中に行ったが、高校・高専部門 10 人に

対し 14 人、専修・短大・大学部門 20 人に対し 49 人の申込人数があった。

**質問** この制度では、貸付金が「市内居住による返還免除」とされます。このことは飯塚市の定住政策には大きく寄与する制度だと考えますが、如何でしょうか。

**答弁** 平成 30 年度に制度を改定後、最短の返還者は令和 2 年度からとなるが、令和 2 年度 2 人、令和 3 年度 4 人、令和 4 年度 15 人、令和 5 年度 23 人と返還免除者が増えてきており定住政策に大きく寄与していると考えている。

**質問** 進学希望の人たちに、機会を広げるためにも、貸付金額を増やし、貸付対象人数を増やす考えはありませんか。

**答弁** 令和 6 年度の募集人数は、大学等の部門は、18 人から 20 人へ変更した。募集人数の傾向を見定めながら、奨学資金貸付基金の原資を確保しつつ、関係機関と協議をし、今後の人数拡大や貸付金額を検討して行くことが課題であると認識している。

**質問** 財源の確保については、ふるさとの発展のために多額の「ふるさと納税」が市に寄せられています。飯塚市の人材に投資することは、「ふるさと納税」に協力して頂いた人たちのご理解も得られると思いますので、「ふるさと納税」の活用を考えてはと思いますが、市の考えをお聞かせいただきたい。

**答弁** ふるさと納税の活用については、他事業との関連性もあり、関係機関との調整を踏まえ検討して行きたい。

**質問** 今後、この制度を利用し、学校を卒業し、市外に移住された人たちに、市内の企業の求人情報を定期的に送付し、飯塚市へ帰郷を即し、市内人口の減少対策として取り組むべきだと考えます。現在、この「飯塚市奨学資金貸付制度」については、教育部局で取り扱っていますが、定住政策・人口減少対策として考えると所管のあり方についても検討するべきではないかと考えますが、如何でしょうか。

**答弁** 社会情勢や、飯塚市を取り巻く状況の変化に応じ、どの部署が所管することが効果的、効率的であるか今後検討して行く必要があると考えている。

**質問** 貸付要件では、1 年以上飯塚市に住所があることが求められていますが、高校等の部門では 5 年以上、大学等の部門では 8 年以上飯塚市で育った子たちを対象にすべきだと考えます。(子供たちが飯塚市を、ふるさとと感じるには 1 年では短すぎるのでは。)

飯塚市から学校へ通学する場合と、市外から通学する場合の貸付金額は、市外から通学する際には増額すべきではないかと考えます。(増額した場合は、返還金も加する。市内に居住しての返還免除期間は長くなる。)

現在、飯塚市に居住すれば居住月数により返還免除となりますが、これを飯塚市に居住し市外の企業に勤める場合は、返還金は半額免除・市内に居住し市内の企業に勤めれば返還金は全額免除・当初市内に居住し市内の企業に勤めているが、

婚姻等で市外に居住した場合は、返還金は半額免除等に変更する。(市内企業の従業員確保と企業誘致の際の従業員確保に結付ける。)等の制度の工夫を考えることは出来ないでしょうか。

**答弁** 社会情勢が変化する中で、検討することが必要と考える。提案の内容については、担当課と十分考慮しながら検討していく。

## 「嘉穂劇場再開について」一般質問

嘉穂劇場の再開については、新聞では、劇場の附属建築物は建築基準法に違反していると報道がされていましたが、これについては、令和5年11月14日に開催された福祉文教委員会で報告資料が提出されました。

資料によると、嘉穂劇場は、昭和25年の建築基準法施行以前の建物(既存不適格)、準防火地域指定前の基準に沿った建物(昭和38年1月準防火地域指定前の既存不適格の建物)、建築基準法違反の建物で構成されています。

嘉穂劇場をこれまでの様に劇場として再開するには、利用者の安全を考えると、建築基準法等の安全基準に適合した建物にする必要があります。

また、地元の一部の方々からは、この際、現在の場所から適当な場所への移築の要望も出されています。

この際、嘉穂劇場を解体して別の場所に移築し、市の歴史的遺産として残すように要望致しました。

**質問** 現在の場所にあることが、嘉穂劇場の国登録有形文化財の絶対的な条件になっているのですか。

**答弁** 国登録に際しては、3つの基準があり、嘉穂劇場については、その基準の1つの「国土の歴史的景観に寄与するもの」に基づいて登録がされている。嘉穂劇場が今の場所で90年以上もの間、地域と共に築いてきた歴史は、劇場の文化価値と不可分の関係にあると考えているため、立地場所が登録の絶対的条件かどうかは、文化財ごとに文化庁が判断すると思うが、市としては引き続きこの場所で文化財として保存することによって歴史を繋がないでいくとともに本来の劇場として活用していく事によって、地域の賑わいをもたらすことが可能となると考えている。

**質問** 「国土の歴史的景観に寄与するもの」に基づいて登録されたと言われたが、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」とはどのようなことを言っているのですか。

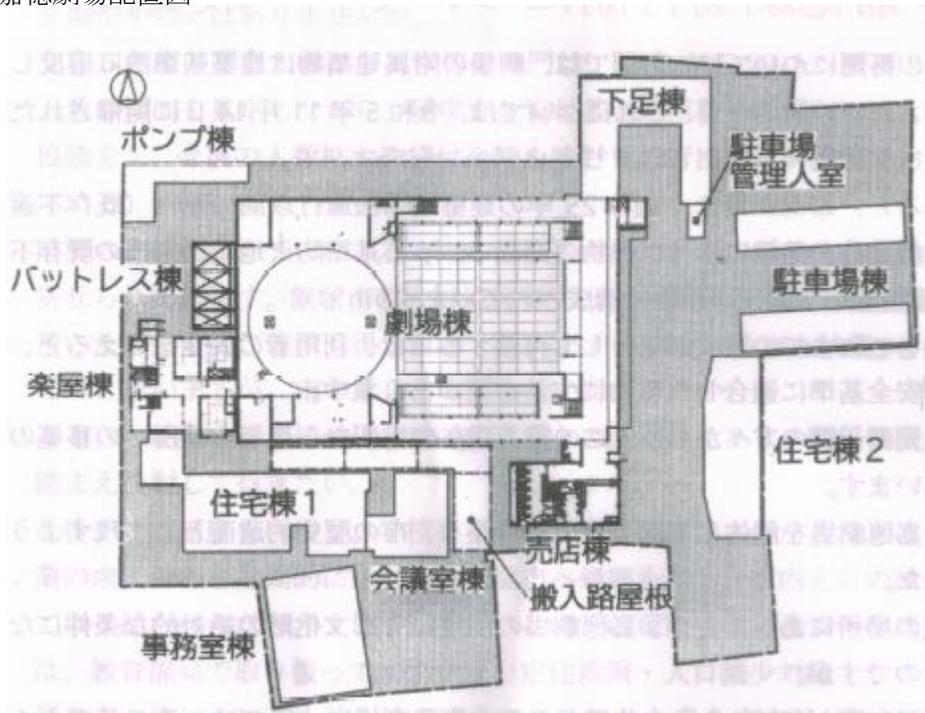
**答弁** (答弁が出来ず、議事が暫時休憩になりました。)

**質問** 嘉穂劇場の周辺の景観は、90年もの間に変化してきている。新たに近隣では国道をつなごうとしています。それにより、まちの形態も変わってきます。建築基準法に適合した建物に作り替えるならば、移築することも考えるべきだと

と思いますが、如何でしょうか。

**答弁** 建築基準法に照らした場合、既存不適格建築物になったことは認識しています。嘉穂劇場は市にとって重要な観光資源であり、文化財です。引き続き慎重に検討して行く考えです。移設・移築については、検討したことはありませんので、一つの意見として受け止めます。

嘉穂劇場配置図



建築基準法違反施設 ポンプ棟・バットレス棟・楽屋棟・下足棟・駐車場棟  
 駐車場管理人室・住宅棟2・売店棟・会議室棟・搬入路屋根  
 既存不適格施設 劇場棟.住宅棟1.事務室棟

## 「市民公園運動広場のトイレ整備について」

昨年、新体育館の開設と合わせて周辺の公園整祿に取組み始めましたが、その整備の一環として「市民公園運動広場」の西側のトイレを老朽化のため撤去いたしました。

その結果、既存のトイレの場所、便器等の数についての苦情を多くいただきましたので、一般質問を通じて、トイレの整備について要望を行いました。

**質問** 市民公園運動広場のトイレ整備についてお尋ねいたします。トイレを解体したため、既存のトイレのみでは利用しづらい、トイレを増築して頂きたいとの要望が

あっています。トイレを撤去した結果、便器等の設端が減っていますが幾ら減ったのでしょうか。

**答弁** 昭和 47 年に設置した、男子トイレ大便器 3 個・小便器 5 個、女子トイレ便器 5 個を解体撤去した。解体撤去後は、利用制限のあった管理事務所のトイレを開放している。また、総合体育館のトイレの利用も可能です。

**質問** 管理事務所のトイレを使えるとのことですが、男子トイレでは大便器 2 個・小便器では 3 個減っている。体育館のトイレについては屋内ですから、屋外の市民広場・運動広場を使う人たちにとっては使いづらいので、トイレの整備の要望が出てきていると思います。

管理事務所のトイレを使用させるならば、男女トイレの便器等の数を増やす検討をして頂きたい。また、周辺の公園にはトイレがありませんが、整備について取り組む考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

**答弁** 現在、市民公園全体の今後の在り方、整備方針について、内部で検討しており、この中でトイレについても検討している。今後、市民が利用しやすい施設となるよう協議をさらに詰めていく。



## 「ふくおか県央環境広域施設組合議会」報告

令和 5 年第 3 回ふくおか県央環境広域施設組合議会が、令和 5 年 10 月 30 日開催されました。

○専決処分（専決第 4 号）の承認を求めることについて・「令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）」（令和 4 年度末で大牟田リサイクル発電による RDF 処理委託が終了し委託料清算に伴い歳入歳出に 3,981 万 1 千円を追加し、歳入歳出の総額を、39 億 8,121 万 8,121 万 2 千円とするもの。）

○令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の認定について・（令和 4 年度歳入決算額 47 億 963 万 7,011 円、歳出決算額 46 億 6,241 万 4,892 円、歳入歳出差引残高 2 億 4,722 万 2,119 円、差引残高から繰越明許費繰越額の財源に充てる額 1,323 万円）を差引 2 億 3,399 万 2,119 円を翌年度へ繰越するもの。）

○令和 5 年度一般会計補正予算 (第 3 号) について・(歳入歳出それぞれに 2 億 2,247 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 42 億 3.68 万 2 千円とするもの。)

○広域施設組合付属機関の設置に関する条例・(付属機関として、環境施設等の建設に係る事業者選定委員会を設置するためのもの。)

○報告事項について

報告第 8 号・新たなごみ処理施設建設計画における建設候補地の追加について

報告第 9 号・新たなごみ処理施設の建設に係る計画支援事業の進捗状況について

報告第 10 号・新ごみ処理施設整備基本計画の策定状況について

報告第 11 号・火葬場劣化診断調査等業務委託について

報告第 12 号・し尿処理施設劣化診断調査及び大規模改修工事实施計画策定業務委託の完了報告について

以上について審議されました。

新ごみ処理施設建設計画では、桂川町大字九郎丸地区を建設候補地に選定し、飯塚市・嘉麻市・桂川町の 2 市 1 町のごみ処理をする施設を 2030 年度から稼働する計画で取り組んでいます。

## 経済建設委員会行政視察報告

経済建設委員会では、令和 5 年 10 月 16 日から 18 日まで、行政視察を行いました

◎大阪府大東市「北条地域まちづくりプロジェクトについて」

公営住宅の建替えに際して、民間主導の公民連携で住宅に加えて、オフィス、商業施設を併設し、豊かな生活と活動の場を実現しているとして、国土交通大臣大賞を受賞したとの説明がありました。地域と一体となって街づくりに取り組むモデルとの評価を得ていますので、今後の飯塚市の公営住宅建替えの際には参考となると感じました。

◎滋賀県近江八幡市「VR を用いた観光施策について」

VR を使い織田信長が建設した安土城や城下町を再現し、市民、観光客に提供していると説明がありました。飯塚市でも、長崎街道の景観・炭坑最盛期の街の再現を VR で行うことが出来れば観光行政に役立つのでは無いかと感じました。

◎滋賀県米原市「空き家を活用した地域活性化について」

米原市では、一般社団法人古民家再生協会滋賀と、空き家等及び古民家の活用に関する連携協定を締結し、移住定住促進と地域の活性化に取り組んでいます。

古民家再生協会は、古民家(空き家)の有効活用に関する知識を有する団体で、物件の改修費の概算を算出し、購入希望者の不安を解消し定住促進に取り組んでいるとの説明がありました。改築・リフォーム等の費用の概算見積りまで出来るシステムがあれば、空き家購入の際に参考となり、定住促進に活用が出来ると感じました。